

## 社会福祉法人クムレ 役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人クムレ（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### （報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、報酬、退職手当を支給する。
- （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### （常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1に定める額
- （2）賞与については、別表第2に定める額

### （非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第4に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### （当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

### （報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条1項に準じた日とする。
  - （2）賞与については、毎年9月及び3月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(役員退職慰労金)

第8条 常勤の理事の役員退職慰労金に関しては、別に定める。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日から実施する。

平成31年 4月 1日 改正

令和 2年 4月 1日 改正

令和 3年 4月 1日 改正

令和 4年 4月 1日 改正

令和 4年 6月 1日 改正

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,310,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

9月の賞与	賞与なし
3月の賞与	賞与なし

別表3（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（税別）

## (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額40,000円（税別） 半日20,000円（税別）

## (3) 監事

	日額
監事監査、理事会等会議への出席	10,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額40,000円（税別） 半日20,000円（税別）

別表4（職員給与との併給）

①役職ごとの役員報酬額を定める 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
副理事長	月額 60,000円
業務執行理事	月額 60,000円
施設長兼務理事	月額 30,000円

②合算の上限を定める 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
副理事長	合算上限月額 1,600,000円

業務執行理事	合算上限月額	1,600,000円
--------	--------	------------